

もしものときに、備えています。  
安心して子ども会活動を行なってください！

## 子ども会・子ども会安全会に入ろう！ 子ども会賠償責任保険

〔賠償責任保険普通保険約款＋施設所有(管理)者特別約款〕

「子ども会安全会」に加入すると、  
自動的に『子ども会賠償責任保険』に加入することが出来ます。  
賠償責任保険は、子ども会活動中の事故により、  
主催者(指導者・育成者)の責任を問われた際の民事責任を保険で賄うものです。  
掛け金は、(社)全国子ども会連合会への安全会費から支払われます。

2004年 4月

### 社団法人 全国子ども会連合会

〒167-0051 東京都杉並区荻窪5-16-15 山陽ビル5F  
TEL 03-3220-1821(代) FAX 03-3220-1824

### 富士火災海上保険株式会社

担当窓口 公務営業部 営業課  
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル15F  
TEL 03-3517-6653 FAX 03-3517-6725

## 万が一事故が発生した場合

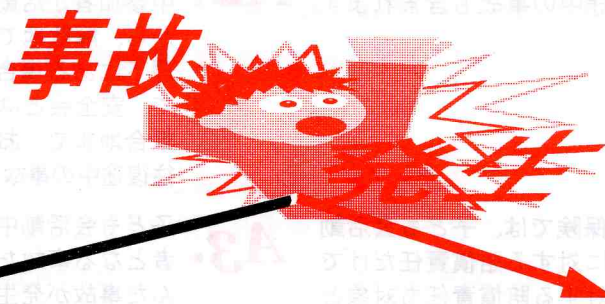
万一、賠償責任を負うおそれのある事故が発生した場合は、直ちに電話等で市町村子連まで事故報告願います。

### 事故報告事項チェック

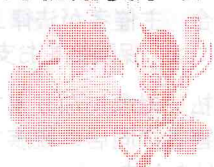
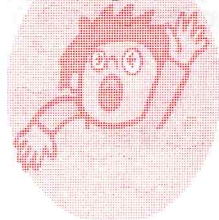
- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| ① 主催者の団体名・代表者・住所・電話番号   | ⑥ 被害(損害)状況                |
| ② 被害者(氏名・性別・年齢・住所・電話番号) | ⑦ 加害者(氏名・性別・年齢・住所・電話番号)   |
| ③ 事故日時                  | ※ 対 人 (傷病名、治療状況、病院名と電話番号) |
| ④ 事故発生状況および原因           | ※ 対 物 (損害の程度、修理業者と電話番号)   |
| ⑤ 事故発生場所                |                           |

### 保険で対象になる事故・ならない事故

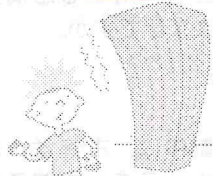
子ども会活動中の事故のみが対象となります。



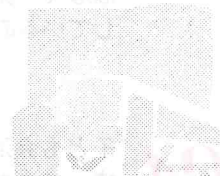
対人賠償事故 対物賠償事故



レンタルした  
物を破損



洪水・津波害の事故  
地震・噴火による事故



自動車事故

お支払い対象になります。

ただし下記の、①～③に関する事故は  
お支払い対象外になります。

- ① 主催者である主催団体の役員、指導者(満15歳以上で中学生を除く)・育成者および指導を委嘱された者が自ら被った事故に対する損害賠償責任。
- ② 子ども会活動に参加している子どもの加害行為により主催者である主催団体の役員、指導者・育成者および指導を委嘱された者が被った身体障害。ただし、被害者が満15歳以上20歳未満で、かつ未婚者の場合を除きます。
- ③ 主催者側または会員の故意による事故に対する損害賠償責任。

お支払い対象にはなりません。

主催者・指導者・育成者等の管理下、使用下にある財物に関する損害賠償責任に関する事故はお支払い対象にはなりません。

自賠責保険や自動車保険の支払対象になります。

## 子ども会賠償責任保険のあらまし

全国子ども会連合会は、昭和47年以来都道府県・指定都市子ども会連合会と緊密な連携のもとに、全国子ども会関係者の相互扶助による見舞金制度である安全会をつくり、安全教育(学習)の充実とともに万一の事故に備えてまいりました。

しかし、安全会では、主催者の損害賠償を負担することは不可能であることから、昭和54年4月1日から主催者側の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する「子ども会賠償責任保険」制度を導入しました。

## 子ども会賠償責任保険の内容

本保険は、「子ども会活動中」の事故により、会員や会員以外の第三者が死傷したり、またはその財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全会」に加盟している単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者等の主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

※主催者とは主催団体の役員および行事計画書に記載した指導者(満15歳以上で中学生を除く)育成者、指導を委嘱された者をいいます。

※上記の育成者とは、「子どもの親はすべて育成者」との子ども会の基本的考え方がありますので、それにより子ども会会員の親はすべて主催者の一員となります。

☆保険の契約は、毎年、社団法人全国子ども会連合会と幹事引受会社である富士火災海上保険株式会社(共同引受会社 あいおい損保)との間で行ないます。保険料は社団法人全国子ども会連合会が全額負担します。

## お支払いする保険金の内容

- 1) 損害賠償金  
法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害で、具体的には次の通りです。
  - ① 対人事故
    - イ. 死亡・後遺障害の場合 逸失利益、慰謝料、死亡または後遺障害確定までの治療関係費用、葬儀料等が合算されて認定された額
    - ロ. 傷害の場合 治療関係費用、休業損害、慰謝料等が合算されて認定された額
  - ② 対物事故 修理可能な場合は修理費用(修理不能の場合は買い換え費用)ただし、いかなる場合も時価額を限度とします。
- 2) 応急手当費用 事故発生時における応急手当て、護送、その他緊急措置に要した費用
- 3) 訴訟費用 事故発生後に生じた訴訟、仲裁、和解等に要した費用をいいます。弁護士報酬費用も含み、勝訴・敗訴を問いません。
- 4) 損害防止軽減費用 事故発生後に講じた損害防止軽減措置のため必要または有益と認められる費用をいいます。
- 5) 保険会社への協力費用 保険会社が直接被害者と折衝する際に、主催者が要した費用をいいます。

## 保険金の限度額

- 1) 対人事故 1名につき 1億円が限度  
1事故につき 5億円が限度
- 2) 対物事故 1事故につき 200万円が限度

☆2002年4月1日より1事故につき、主催者のご負担額(免責金額)はありません。

## 他に保険金が支払われない場合

- ① (社)全国子ども会連合会および主催団体が被った財物損壊に対する損害賠償責任
- ② 主催者である主催団体の役員、指導者(満15歳以上で中学生を除く)・育成者、指導を委嘱された者および子どもの加害行為により、それらの者の同居の親族が被った財物損壊に対する損害賠償責任
- ③ 主催者である主催団体の役員および指導者(満15歳以上で中学生を除く)・育成者、指導を委嘱された者が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任 等

## 子ども会賠償責任保険 Q & A

**Q1.** 「安全会の見舞金」や「慣習上の見舞金」も子ども会賠償責任保険の支払対象になりますか。

**A1.** 子ども会賠償責任保険の支払い対象となるのは、主催者の指導・監督上の過失によって事故が発生し、そのために主催者が負担する「法律上の賠償責任」です。したがって、これらの「見舞金」は支払対象にはなりません。

**Q2.** 子ども会賠償責任保険では、子ども会活動の事故には、往復途中の事故も含まれますか。

**A2.** 子ども会賠償責任保険では、子ども会活動中参加者が活動のために集合地に集合してから、解散地で解散するまでの主催者の管理下にある場合を対象とします。したがって、安全会とは異なり、参加者の自宅から集合地まで、および解散地から自宅までの往復途中の事故は対象とはなりません。

**Q3.** 子ども会賠償責任保険では、子ども会活動中の子ども会会員に対する賠償責任だけでなく、第三者に対する賠償責任も対象としているのはなぜですか。

**A3.** 子ども会活動中には、子ども会会員が被害者となる事故だけでなく、第三者を巻きこんだ事故が発生する可能性があります。子ども会賠償責任保険では、そのような事故の場合、主催者が法律上の賠償責任を負う場合には、保険金をお支払いします。

**Q4.** 子ども会活動中に、主催者Aが撮影のため持ってきたカメラを、主催者Bが踏んで破損させた場合、保険の対象になりますか。

**A4.** お支払い対象になります。ただし、被害者が加害者の同居の親族である場合には、対象にはなりません。

このチラシは保険の概要です。保険の詳細な内容につきましては、下記担当窓口へお問い合わせ下さい。

### 社団法人 全国子ども会連合会

〒167-0051

東京都杉並区荻窪5-16-15 山陽ビル5F

TEL 03-3220-1821(代) FAX 03-3220-1824

ホームページ <http://www.kodomo-kai.or.jp>

E-mail [info@kodomo-kai.or.jp](mailto:info@kodomo-kai.or.jp)

FAX情報サービス FAX 03-3220-1829

### FUJI FIRE & MARINE

あなたの町にも、頼れる富士火災があります。

### 富士火災海上保険株式会社

本社

〒542-8567

大阪市中央区南船場1-18-11 富士火災本社ビル

TEL 06-6271-2741(代)

担当窓口 公務営業部 営業課

〒100-0004

東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル15F

TEL 03-3517-6653 FAX 03-3517-6725

03-3544-0074

2004年 4月